

江戸期の竹島の利用

竹島関係資料集
vol.3



この資料集について	1
1 - 竹島をめぐる出来事と資料集の位置付け	2
2 - 資料説明	3
3 - 収録資料 (No.1-12)	14

この資料集について

作成目的

平成26年度から、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託により、竹島に関する資料調査が行われてきた。委託業務により収集されてきた資料は、同室が設置している「竹島研究・解説サイト」内の、「竹島資料ポータルサイト」に掲載され、また、資料調査報告書が公表されている。

「竹島資料ポータルサイト」は、竹島に関する資料を個別に紹介するもので、資料画像(PDFファイル)と資料概要、内容見本(関連部分の抜粋)や属性情報が表示されている。

一方、資料調査報告書は、平成31年度版として総括報告書が作成され、収集した資料のうち代表的なものを時代区分を設定して紹介している。報告書には、テーマに応じた解説と資料の紹介があるが、資料そのものについて紹介するものではない(そのため、資料画像が完全に見られない場合がある)。

そこで、調査研究や竹島についての理解促進に資することを目的に、また、資料調査の成果活用の観点からも、テーマごとに関連する資料を収録し、解説がともなった形で資料画像全体または竹島に直接関係する部分を見ることができるよう作成したものがこの資料集である。

資料集の作成にあたっては、資料調査について助言を受けるために設置している、研究委員会(右にメンバー)の監修を受けた。委員各位に厚く御礼申し上げる。

また、この資料集に収録している資料は、それぞれ所蔵機関または所有者の許諾を得て掲載している。開示にあたってご協力いただいた関係機関、各氏に深謝する。

資料収録方針

当該資料が長大ではない場合には全部を収録し、ページ数が多数に及ぶ場合には特に竹島に関係する部分のみを収録した。資料画像は文字が読める大きさと掲載し、竹島に関係する部分(場合によってはその前後)のテキストを「内容見本」としてタイプした。

テキストのタイプにあたっては、旧字は基本的に新字に置き換え(島根縣→島根県など)、判読が困難な文字は■とし、明らかな誤字や誤記をそのままタイプしている部分には「(ママ)」を入れた。省略部分には「(略)」を入れている。

研究委員会委員

※座長以下五十音順

委員 高井 晋 (座長)

一般社団法人日本安全保障戦略研究所 理事長

委員 塚本 孝

元東海大学法学部 教授

委員 永島 広紀

九州大学韓国研究センター 教授

委員 中野 徹也

関西大学法学部 教授

1 - 竹島をめぐる出来事と資料集の位置付け

(1) 竹島をめぐる出来事と時代区分の設定

江戸時代、米子の町人(大谷家、村川家)が幕府の許可を得て鬱陵島に渡海し、その途次、竹島において漁猟に従事した。大谷家、村川家の鬱陵島への渡航は、1618年(元和4年)に始まり(1625年との説もある)、1696年(元禄9年)のいわゆる「元禄竹島一件」によって江戸幕府により禁止されるが、竹島への渡航は禁止されなかった。

明治期に入り再び竹島の利用が活発となり、1905年、日本政府は閣議決定により竹島を島根県に編入し、隠岐島司の所管とした。その後、島根県は漁業規則を改正し、竹島におけるアシカ漁を県知事の許可漁業とし、アシカ漁を希望するものに許可を与え官有地使用料を徴収するなど、日本は竹島に対して行政権を行使し、それは、第二次世界大戦終結まで平穏かつ継続的に行われた。

戦後、サンフランシスコ平和条約により竹島は日本の領土としての地位に変動のないことが確認され、同条約の発効によって日本の竹島に対する行政権の行使が再開した。しかしながら、1952年(昭和27年)1月、韓国の李承晩大統領が「海洋主権宣言」を発し、公海上にいわゆる「李承晩ライン」を設定してその内側に竹島を取り込み、1954年(昭和29年)以降、竹島を実力で占拠し、現在も不法占拠を続けている。

竹島研究・解説サイトでは、江戸時代を「時代区分I」、明治以降、第二次世界大戦終結までを「時代区分II」、戦後、サンフランシスコ平和条約発効あたりまでを「時代区分III」、韓国による竹島の不法占拠が顕在化していく時期を「時代区分IV」としている(次頁に時代区分と竹島をめぐる主な出来事)。

(2) この資料集の位置付け

この『竹島関係資料集 vol.3 江戸期の竹島の利用』は、17世紀に、日本人が鬱陵島に渡海し、その途次、現在の竹島にも渡って産品を獲得するなど実際に利用していたことを示す資料を掲載している。まず、米子の町人(大谷家、村川家)が幕府から許可を得て鬱陵島に渡航するようになった経緯と、渡海の様子がわかる資料を掲載し、続いて、現在の竹島についても、幕府公認の下で渡海していたことが分かる資料を掲載している。また、鬱陵島と竹島への渡海によって得られた産品を幕府に献上していた記録などを掲載している。

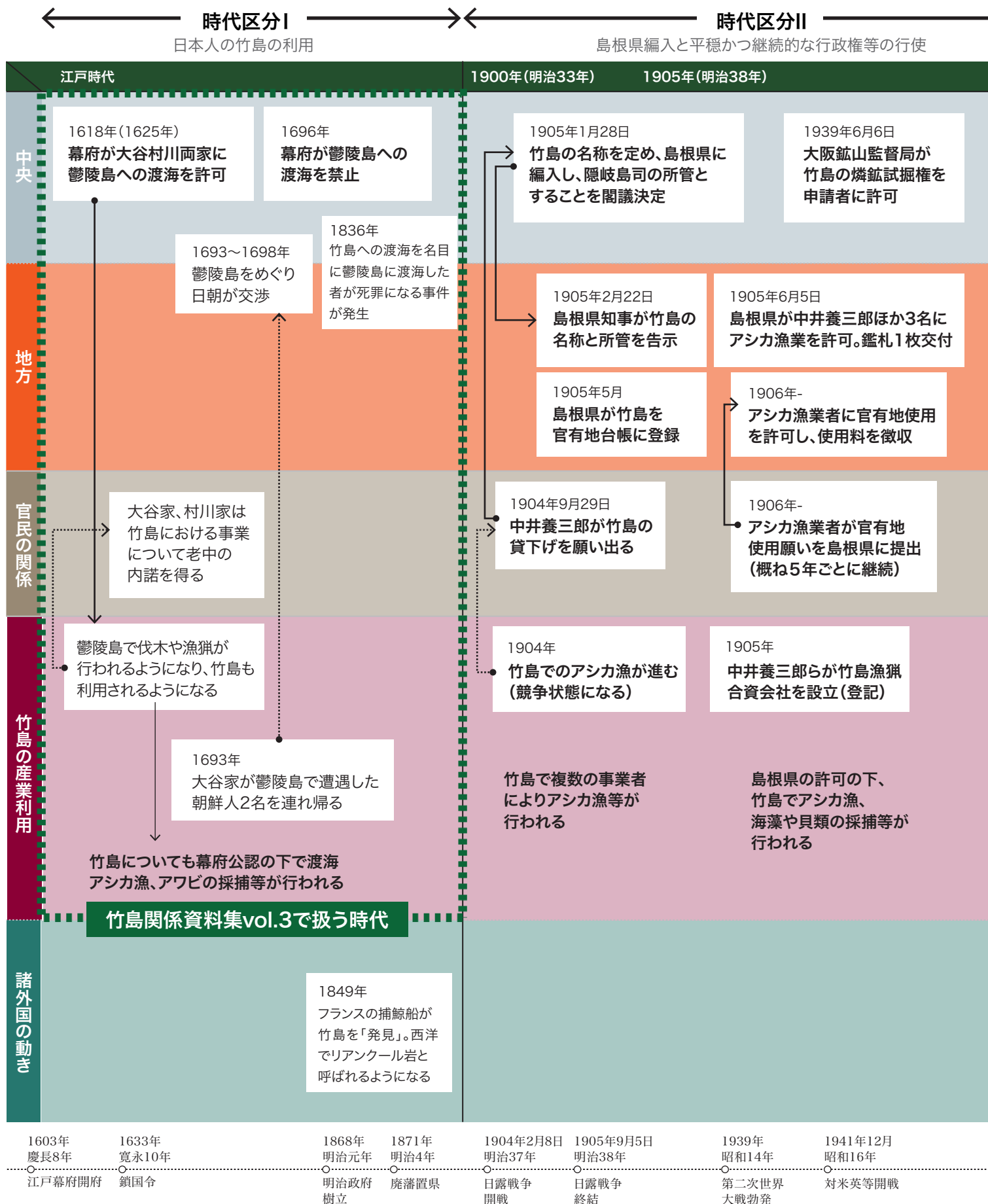
この資料集の位置付けを概括すると下記となる。

この資料集の位置付け

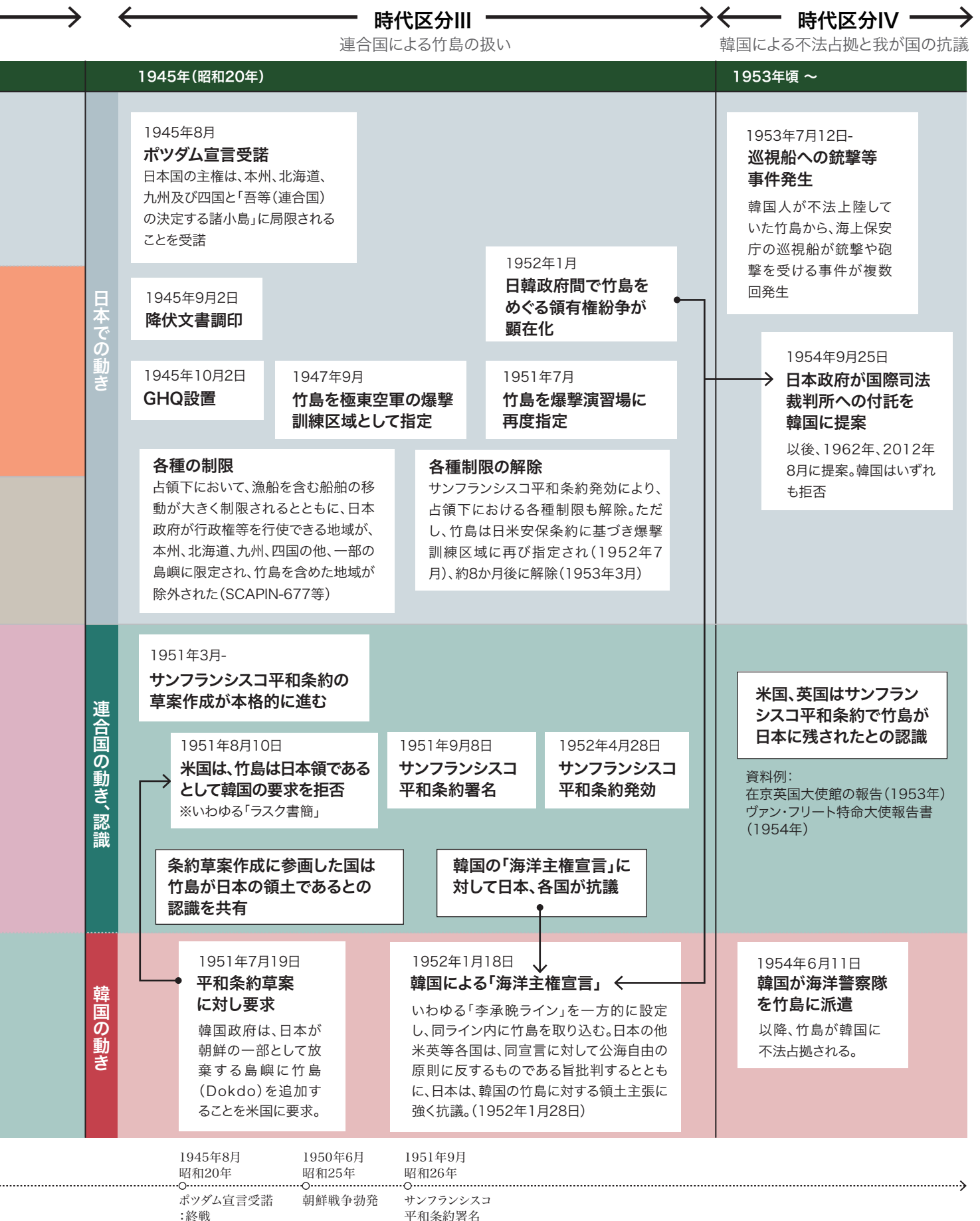
- ◎江戸幕府の許可の下、米子の町人が鬱陵島に渡海し、その途中、竹島も利用していたことがわかる
- ◎竹島への渡海は、幕府公認の下で行われていたことがわかる
- ◎鬱陵島、竹島で獲得した産品の幕府への献上等、事業の様子がわかる

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

竹島をめぐる動き



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

2 - 資料説明

(1)江戸幕府による鬱陵島への渡海許可

1617年(元和3年)、米子の町人で廻船業を営んでいた大谷甚吉は、越後国からの帰りに遭難し、鬱陵島に漂着した。島を踏査した大谷は、そこが無人島であり資源が豊富であることから開発を決意する(→No.1)。

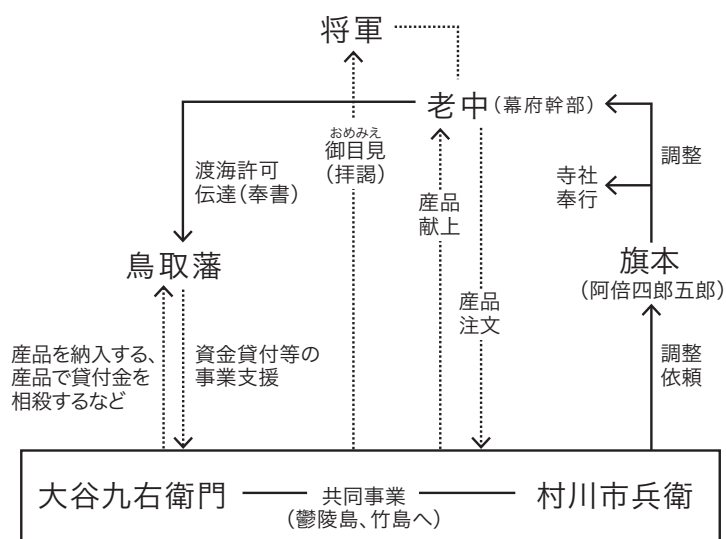
大谷は、同じく米子の町人である村川市兵衛と共同で幕府に働きかけ、1618年(元和4年)、江戸幕府は、鳥取藩主宛に大谷、村川両家の鬱陵島への渡海許可を通知し事業が開始された(→No.2)(※1)。

以降、両家は毎年交代で鬱陵島に渡航し、数ヶ月滞在上、アワビ、アシカを中心に種々の産品を獲得し、渡航の途次、竹島を航海の目印として、また、アシカやアワビの漁獲地として利用していた(P06図参照)。

この事実は、大谷家に伝わる文書(※2:大谷家文書)や、鳥取藩で要職にあった武士が、両家の事業についてまとめた資料(→No.3)などに記述が見られ、江戸時代、日本では竹島を正確に認識していた。このことは、大谷家文書や、当時作成された絵図(※3)などからわかる。

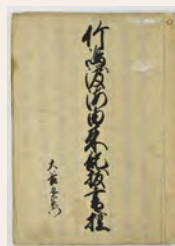
(2) 竹島への渡海

大谷家、村川家の鬱陵島への渡海は、阿倍(部)四郎五郎(※4)という旗本が老中に働きかけ、老中が連名で鳥取藩主宛に許可を出し、以降も阿倍四郎五郎が大谷、村川と幕府を取持つ形で、御目見(おめみえ)と呼ばれる将軍への拝謁や、産品の献上が行われてきた。(下図参照)



図：幕府の許可及び公認の下での鬱陵島、竹島渡海事業

No.1 鬱陵島渡海の経緯を伝える大谷家の文書 竹島渡海由来記抜書控

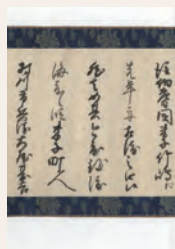


鬱陵島渡海の経緯を書き記した大谷家資料。大屋(谷)甚吉が越後の帰り、鬱陵島に漂着した際現地を調査し、渡海することを決意した話が出てくる。

作成年代不詳
所蔵：島根県竹島資料室

....> p.15

No.2
幕府が大谷家、村川家の鬱陵島への渡海を許可する通達
竹島(鬱陵島)渡海御免の達書(写)

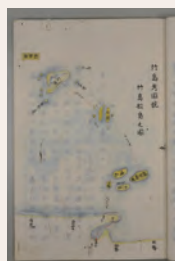


江戸幕府が、大谷家、村川家の鬱陵島への渡海許可の旨を、鳥取藩主に通達した書付。両家は、渡海免許の奉書の写しを所持し、毎年交互に鬱陵島に渡海した。

1618年(元和4年)5月16日
所蔵:米子市立山陰歴史館

.....> p.21

No.3
鬱陵島、竹島への渡航について後年まとめた本
竹島考



鳥取藩で要職にあった岡嶋正義という武士が、大谷・村川両家の事業について後年に編纂した書。渡海の経緯、鬱陵島、竹島の地理やアシカなどの産物について記している。

1828年(文政11年)
所蔵:鳥取県立博物館

.....> p.23

※1 当時、鬱陵島は「竹島」と呼ばれていたため、この許可通知は「竹島」渡海許可となっている。また、この許可は1625年(寛永2年)という説もある。

※2 大谷家の文書は、2019年(平成31年)1月、多くが島根県に寄贈されている。平成31年度版竹島に関する資料調査報告書p.15参照。

※3 『竹島に関する資料調査報告書』(平成31年度版)p.25参照

※4 代々、四郎五郎を名乗っていた。大谷も代々九右衛門、村川も代々市兵衛を名乗った。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



- 1 毎年旧暦2月頃に米子を出発
- 2 雲津に立ち寄り人員が乗り込み。
- 3 本土を離れた船はまず隠岐に寄って渡航の準備を進め、人もここで加わった。
- 4 航海の目印や係留地として竹島を利用し、アシカやアワビ漁も行った。1661年からは、大谷村川両家が毎年交代で渡航することが決められた。
- 5 鬱陵島には数ヶ月滞在した。1666年には鬱陵島に2隻で赴き、荷物を載せるため現地で船を建造して3隻で帰ったが1隻しか残らなかったこともあった。

江戸時代の廻船業では弁財船(べざいせん)という船が用いられていた。船は2隻に50人くらいが乗っていたことや、後年1隻になり乗り込む人も減ったこと、200石積(約58m³)の大きさであったことなどの記録が残っている。



乗員構成の例(1666年の場合)

- ・上乘(総指揮)1名
- ・船頭1名
- ・アシカ猟師2名
- ・アワビ突き3名
- ・鍛冶・舟大工・桶大工・操舵手各1名
- ・水夫10名

※弁財船のイメージ

図：鬱陵島、竹島への渡海ルート(『竹島考』(→No.3)などをもとに作成)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

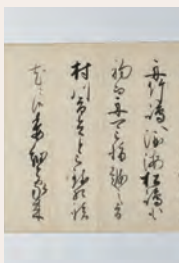
また、1618年(※1)の幕府による渡海許可は鬱陵島を対象としたものであった一方、大谷家・村川家は、鬱陵島に渡るルート上にある竹島にも立ち寄っていた。特に、竹島への渡海に積極的に取り組んでいたのは村川家であったが、阿倍(部)四郎五郎の提案により、竹島への渡海についても、両家が毎年交代で行うこととなり、阿倍四郎五郎が老中の了解を得たことが大谷家文書により伝わっている(→No.4-1、4-2)。

この、竹島への渡海については、1681年(延宝9年)、幕府の役人が大谷家に宿泊した際、当時の当主である大谷九右衛門勝信が鬱陵島渡海について説明した記録にも記されている。その記録には二十四五年以前、阿倍四郎五郎の仲介で竹島を拝領し、アシカの油を少々取っているとある。1681年の24年以前は1658年に当たり、上述の阿倍四郎五郎が老中の了解を得た時期と符合する。現在の竹島へも幕府公認の下で渡海していたことがわかる(→No.5)。

No.4-1

竹島への渡海に関する文書(1)

阿倍権八郎から大谷九右衛門勝実に宛てた書簡



鬱陵島への渡航について、幕府と大谷家村川家の間を取り持っていた旗本阿倍(部)氏が、大谷九右衛門に送った書簡。現在の竹島への渡航についても、村川市兵衛と相談されたとおりとし、家来から詳しく伝えたと書かれている。

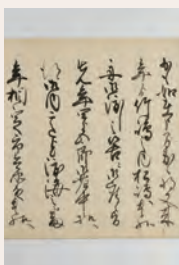
1660年(万治3年)9月4日
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.29

No.4-2

竹島への渡海に関する文書(2)

阿倍家家臣亀山庄左衛門から大谷九右衛門勝実に宛てた書簡



阿倍(部)四郎五郎(→No.4-1)の家来である亀山庄左衛門から、大谷九右衛門に宛てた書簡。現在の竹島への渡海について、先代四郎五郎が老中の了解を得ていることを伝えたとともに、阿倍家の裁定どおり実行するよう言い渡している。

1660年(万治3年)9月5日
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.33

No.5

大谷家が幕府の役人に行った竹島渡海の説明

延宝九年酉ノ歳二御順見様御宿申上候覚(写)



1681年(延宝9年)5月、幕府の役人に大谷九右衛門勝信が行った鬱陵島渡海の説明の控え。二十四五年以前、阿倍四郎五郎の仲介で竹島を拝領し、アシカの油を少々取っていると述べている。

1681年(延宝9年)5月13日
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.37

(3)幕府への産品献上

幕府は、大谷、村川に將軍への御目見を許し(※5)、大谷、村川は数年に一度、將軍に拝謁した(下表参照)。その際、幕府の幹部に、鬱陵島、竹島の産品を献上した。献上の記録には、幕府の幹部に、500入、300入の串アワビや丸干アワビを献上したとあり、海産物が豊富であったことがわかる(→No.6、No.7、No.8)。鳥取藩は、大谷、村川に資金を貸し付けたり、産品を買い上げて貸し付けた分と相殺したりと、事業を支援していた(→No.9)。鳥取藩の記録には、1695年(元禄8年)9月、竹島で採取した鮑を丸干しにしたと思われる「松島円干鮑」を、將軍に献上したことも示されている(→No.10)。

表：資料に見られる御目見(拝謁)の記録

1626年(寛永3年)	：村川市兵衛正純
1638年(寛永15年)	：村川市兵衛正純
	：大谷九右衛門勝宗
1645年(正保2年)	：村川市兵衛正純
1657年(明暦3年)	：村川市兵衛正清
1659年(万治2年)	：大谷九右衛門勝実
1665年(寛文5年)	：村川市兵衛正清
1671年(寛文11年)	：大谷九右衛門勝実
1679年(延宝7年)	：大谷九右衛門勝信
1681年(延宝9年)	：村川市兵衛正勝
1685年(貞享2年)	：大谷九右衛門勝信
1689年(元禄2年)	：村川市兵衛正勝
1694年(元禄7年)	：大谷九右衛門勝房

出典：川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(1966)p.91

※5 旗本、御家人という將軍直属の武士の中でも、原則として御目見を許されていたのは旗本だけであった。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

No.6

大谷九右衛門勝実による将軍への拝謁の記録 竹島渡海由来記抜書控



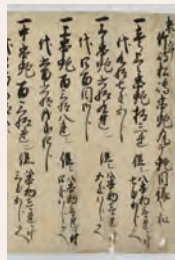
大谷家が後年まとめた記録で、二代目の九右衛門勝実が御目見(将軍への拝謁)と献上を行ったことについて書かれている。

作成年代不詳
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.41

No.9

鳥取藩がアワビを買上げていたことが分かる資料 未ノ年 竹嶋松嶋串鮑丸干鮑目録之扣



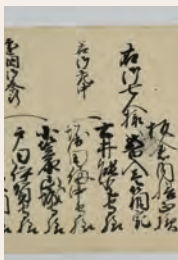
鳥取藩による鬱陵島、竹島産の串アワビ、丸干しアワビの買い上げ記録(目録)。産品の量と対価、総額も記されている。

年代不詳
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.57

No.7

大谷家による幕府幹部への産品献上の記録 覚(御目見に際し幕閣への干しアワビ進上の控え)



大谷九右衛門による、1671年(寛文11年)に御目見の際、干しアワビを献上した相手先の記録。相手により、500個入、300個入などがあったことが分かる。

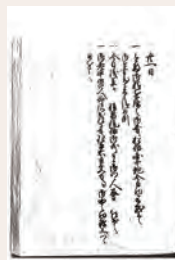
1671年(寛文11年)5月15日
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.47

No.10

鳥取藩が竹島産アワビを将軍に献上したことがわかる記録

元禄八年 御在江戸 日記 亥七月朔日より十二月廿九日迄



鳥取藩の記録(藩政資料)。1695年(元禄8年)9月21日に、鳥取藩が竹島で採取したアワビを丸干しにしたと考えられるもの(松島円干鮑)を、将軍に献上したことが書かれている。

1695年(元禄8年)9月21日
所蔵：鳥取県立博物館

.....> p.59

No.8

大谷家による幕府幹部への産品献上の記録 御進上串鮑之目録



大谷九右衛門による、1679年(延宝7年)8月に幕府の幹部に産品を献上した内容の記録。串アワビについては、その数量が300入、500入、700入などと記載がある。

1679年(延宝7年)
所蔵：島根県竹島資料室

.....> p.51

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

(4) 渡海禁止の通知

江戸幕府は、1633年(寛永10年)にいわゆる鎖国令を出す
が、大谷家、村川家の事業による鬱陵島、竹島への渡海は継続
され、70年以上に渡り平穏に続いた。1692年(元禄5年)、村川
家が竹島(鬱陵島)に渡ると、朝鮮からの出漁者に遭遇した。翌
年、大谷家が鬱陵島に渡ると同様の状況であり、その証拠とし
て朝鮮人2名を連れ帰った。

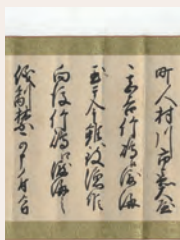
この事件を契機として幕府は、対馬藩を窓口として朝鮮に鬱
陵島への出漁禁止を求めた。紆余曲折の後、幕府は、1696年
(元禄9年)1月28日、両国民の入り混じり防止および朝鮮との友
好関係尊重のため、大谷、村川両家の鬱陵島への渡海を禁止し
た(→No.11)。

一方で、現在の竹島には、両国民の入り混じりの問題は生じて
おらず、朝鮮国による領土主張も行われていなかった(※6)。

No.11
三

幕府が大谷家、村川家の鬱陵島への渡海を禁止 する通達

竹島(鬱陵島)渡海制禁の奉書(写)



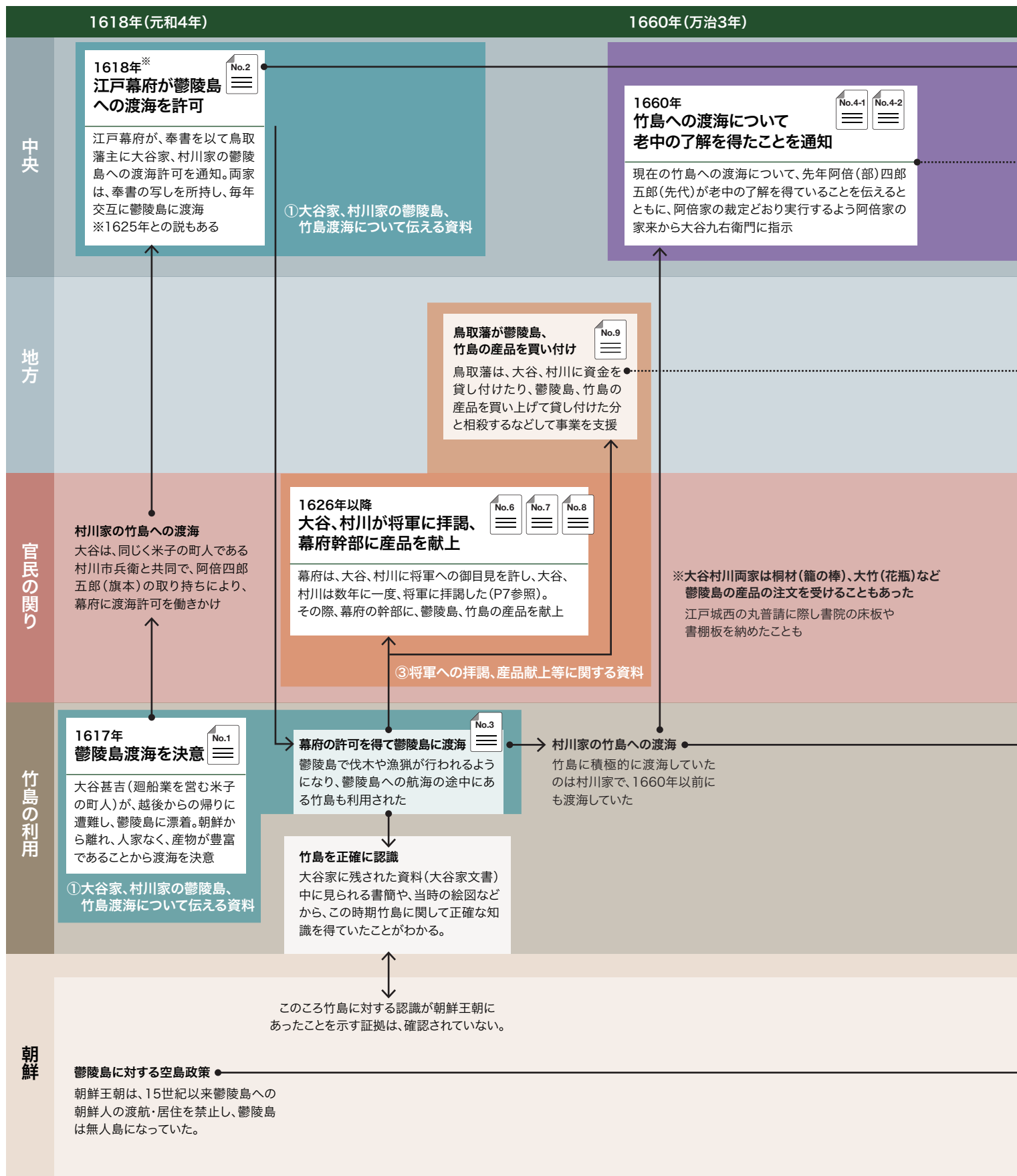
幕府が、村川市兵衛、大屋(谷)甚吉に
許可した鬱陵島への渡航と、以降の鬱
陵島における漁猟を禁止したことを鳥
取藩主に伝える老中連署の奉書(将
軍家の命を大名に伝える書状)。
1696年(元禄9年)1月28日付。

1696年(元禄9年)1月28日
所蔵: 米子市立山陰歴史館

----> p.61

※6 当時、日朝間で議論の対象になったのは鬱陵島のみであり、竹島への渡海については禁止されなかった。

江戸期の竹島の利用

No.1
収録資料

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

1681年(延宝9年)

1696年(元禄9年)

②竹島への渡海が幕府公認の下で行われたことがわかる資料

1681年5月
大谷家が幕府の役人に
竹島渡海について説明

幕府の役人(巡見使)に大谷九右衛門が鬱陵島渡海について説明。大谷は、現在の竹島について二十四五年以前阿部四郎五郎の仲介で拝領し、アシカの油を少し取っていると説明している

鬱陵島と竹島からの
収益について取決め

鬱陵島と竹島への渡海事業は、天候の影響など年によって損益が変動するため、大谷、村川両家で按分することを取り決めていた。

1693年
鬱陵島をめぐる日朝が
交渉

江戸幕府の命を受け、対馬藩は、安龍福らを朝鮮に送還し、朝鮮に鬱陵島への渡海禁制を要求する交渉を開始。しかし、朝鮮側は鬱陵島は古来朝鮮の領土であると主張し、交渉は難航

1692年、1693年
村川家、大谷家が鬱陵島で
朝鮮からの出漁者に遭遇

1692年、村川家が鬱陵島に行くと、多くの朝鮮人に遭遇。翌年渡海した大谷家も朝鮮人に遭遇し、漁ができなかった証としてその場にいた安龍福ともう1名を日本に連れ帰った

1696年1月28日
江戸幕府が鬱陵島
への渡海禁止を通達

幕府は、両国民の入り混じり防止および朝鮮との友好関係尊重のため、村川市兵衛、大屋甚吉に許可した鬱陵島渡海を禁止。鳥取藩主に通達

※竹島への渡海は禁止されず

竹島には、両国民の入り混じりの問題は生じておらず、朝鮮国による領土主張も行われていなかった

④大谷家、村川家の鬱陵島への渡海禁止を伝える資料

1695年9月21日
鳥取藩が竹島産アワビ
を将軍に献上

鳥取藩の記録(藩政資料)に、竹島で採取したアワビを丸干しにしたと考えられるもの(松島円干鮑)を、鳥取藩が将軍に献上したことが書かれている

③将軍への拝謁、
産品献上等に関する資料

3 - 収録資料

①大谷家、村川家の鬱陵島、竹島渡海について伝える資料



鬱陵島渡海の経緯を伝える大谷家の文書

竹島(鬱陵島)渡海由来記抜書控

作成年代不詳※

資料概要

鬱陵島渡海の経緯を書き記した大谷家資料。

大屋(谷)甚吉が越後の帰り、鬱陵島に漂着した際現地を調査し、鬱陵島は朝鮮国から4、50里離れたところにあり、人家はなく、島には商売になる産物品々があることが分かり、渡海することを考えたという話が出てくる。

内容見本

一 於米府大谷家初宅元祖勝宗と号す、会見郡尾高御城主
枚原氏断絶頃者永禄年中米子灘江引越住居、尔時勝宗
甥甚吉越後国より乗船帰帆之砌、与風竹嶋江漂流、甚吉全く
嶋巡り越方等熟思ス、朝鮮国相隔事四五拾里、人家更無之土産
所務之品有之姿、弥渡海之勝手相考、(略)

現代語訳

米子において大谷家が初めに屋敷をかまえた時の元祖は勝宗という。
会見郡尾高城主杉原氏が断絶し、米子へ引越し屋敷をかまえて住居と
した頃は永禄年中であった。ある時、勝宗の甥の甚吉が越後国から船
で帰帆しようとしたその節、ふと鬱陵島へ漂流してしまった。甚吉は着岸
した鬱陵島をくまなく巡り、色々と熟考した。鬱陵島は朝鮮国から四、五
十里隔てられ、そのうえ人家は全くなく、島には商売になる産物品々
がある状況から今後渡海することを考えた。

※ 作成年代不詳であるが、大谷文子氏は、大谷九右衛門勝意が文政の頃に書き写したものと考えられるとする。

参考資料：大谷文子『大谷家古文書』(1984), p.109

作成年月日	-
編著者	大谷九右衛門
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-3)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一 旅 府 大 家 福 元 祖 勝 宗 子 孫 見 取 屋 高 河 城 主
 秋 原 氏 断 絶 須 永 永 祿 年 中 兼 子 游 長 引 城 住 居 亦 時 勝 宗
 甥 高 古 戦 後 國 分 高 古 帰 帆 之 所 乃 風 竹 竹 乃 漢 流 高 古 金
 鴻 巡 行 城 方 亦 聖 恩 朝 拜 國 相 隔 遠 正 公 指 里 人 家 文 書 云 高 古
 而 勢 亦 有 之 安 祿 後 海 之 勝 宗 相 乃 日 後 漸 漂 山 下 帰 帆 之 所
 固 伯 河 右 寺 新 大 師 様 所 幼 君 乃 為 所 謀 代 河 信 重 高 古 様
 清 城 之 初 甲 進 所 復 進 申 上 之 處 亦 高 古 氏 家 漢 河 高 古 河 上 進
 河 師 府 義 兵 河 河 治 治 之 奉 達

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

河上軍元祐四年竹篙渡海所免之御奉書以歲周
 竹篙渡海如昨元祐八年之間亦急將每年海所免
 河上歲貢物上納之雖不供之課宜后之賜也古見
 大度河式帳或係拔群而河所採員周歷三二年海又志
八九年同之第勅作焉
 公方樣白福禮 河國見為 係月之河紋河時服禮尉
 才自強順竹島渡河之船之所收取亦強順為係月
 更知至永時元祿九年竹篙渡海所制拂不為係月
 是也至永國之立立強順為係月

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

所公儀江所由緒有者伏願引職事所公由緒有者
 思百左之是子表奥島同座度上城九名無一人為家祿可者
 下並る象作所祿亦今至大官家苗不府相續仕
 所公儀江所祿先有也且享保之成十月廿七日秋七歳公次高
 祿願之亦不代江府記録亦惜多分焼失也今
 而指之也猶焼強書記内為規模由緒江書指家表
 度書祿並者也

①大谷家、村川家の鬱陵島、竹島渡海について伝える資料



幕府が大谷家、村川家の鬱陵島への渡海を許可する通達

竹島(鬱陵島)渡海御免の達書(写)

1618年(元和4年)5月16日

資料概要

江戸幕府が、鳥取藩主に対して、大谷家、村川家の鬱陵島への渡海許可を通達した奉書(※1)である。

米子で廻船業を営んでいた大谷甚吉は、1617年(元和3年)、越後から帰帆の途中に遭難し、鬱陵島に漂着した。大谷は、鬱陵島が無人島で、森林資源や海産物が豊富なことを確認し、竹島への渡航を決意する(→No.1)。そして、同じく米子の町人である村川市兵衛とともに、その頃国替えの監使として米子にあった旗本阿倍(部)四郎五郎に竹島渡海を注進した。

阿倍四郎五郎は、大谷、村川を伴って江戸に戻り幕府に取り次いだ。幕府は、両家の鬱陵島への渡航に異議がなく、それを許可することを伝える奉書を鳥取藩主(松平新太郎)に送った。

大谷、村川両家は、この奉書の写しを所持し(※2)、毎年交互に鬱陵島に渡海し事業を営んだ。

なお、この頃、鬱陵島は「竹島」と呼ばれており、奉書には「竹島」への渡海を許可するとある。

※1 奉書は將軍家の命を老中が奉じて連署で下達する文書であり、一般には書状様式である。つまり折紙であるが將軍家の命を大名に伝える場合に用いる。『日本古文書学講座』6近世編I pp.101-102)

※2 1637年(寛永14年)に村川家の船が、1666年(寛文6)年には大谷家の船が朝鮮に漂着した。両方とも許可証の写しを所持していたことが、対馬藩宗家の記録や鳥取藩の記録に残っている。

内容見本

從伯耆國米子竹嶋江
先年舟相渡之由候、
然者如其今度致渡
海度候段、米子町人
村川市兵衛大屋甚吉
申上候付而達 上聞候
之處、不可有異議候
旨被 仰出候之間、
被得其意渡海之儀
可被仰付候、恐々謹言

永井信濃守

五月十六日 尚政 在判

井上主計頭

正就 同

土井大炊頭

利勝 在判

酒井雅楽頭

忠世 同

松平新太郎殿

人々御中

現代語訳

伯耆国米子から竹嶋へ先年船を渡したとのこと。そうであればそのように、このたび渡海いたしたいと米子の町人村川市兵衛大屋甚吉が申し上げていることにつき上様にお諮りしたところ、異議無い旨仰せ出でられたので、御意向に沿い[両名に渡海を]仰せ付けられるように。恐々謹言

作成年月日	1618年(元和4年)5月16日 ※1625年の説もある
編著者	-
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	米子市立山陰歴史館
利用方法	米子市立山陰歴史館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

[illegible]

所藏：米子市立山陰歷史館

①大谷家、村川家の鬱陵島、竹島渡海について伝える資料



鬱陵島、竹島への渡海について後年まとめた本

竹島考

1828年(文政11年)

資料概要

鳥取藩で要職にあった岡嶋正義という武士が、大谷・村川両家の事業などについて後年に編纂したもの。渡海の経緯、鬱陵島、竹島の地理やアシカなどの産物について記している。上巻に鬱陵島への渡海ルート of 絵図が含まれ、鬱陵島と竹島についての地理について説明する記述が含まれている。なお、本書中に「竹島」とあるのは鬱陵島、「松島」とあるのは竹島のこと。

内容見本

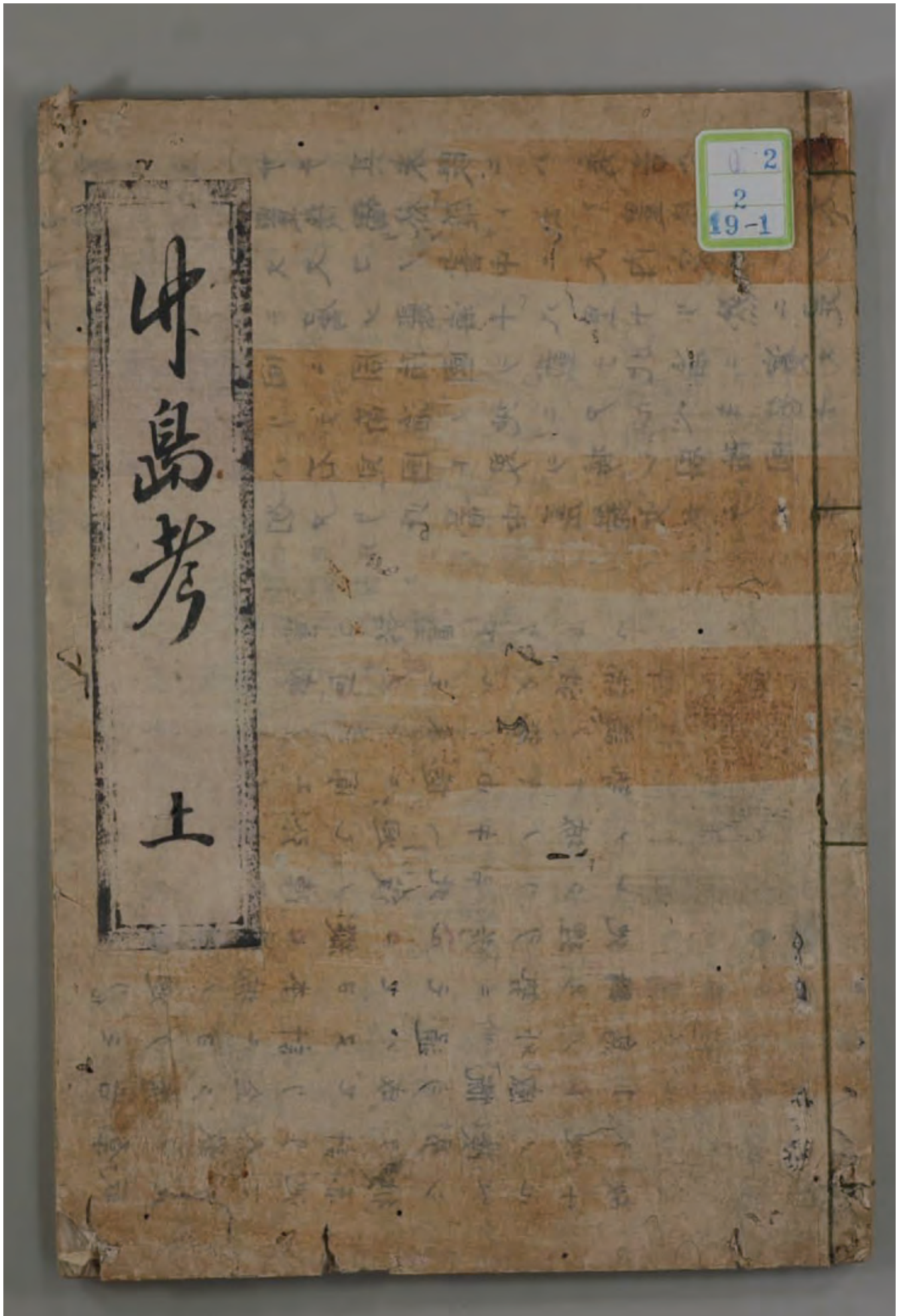
毎年二三月ノ比船ヲ整ヒ米子ヲ発船シ隠岐國ニ船ヲ繫留四月上旬ノ比順風便潮ヲ俟テ帆ヲ開キ先松島ト云小嶼ニ船ヲ寄テ漁獵ヲ始メ其レヨリ竹島ヘ渡海シテ夏ノ間所務ヲ成シ秋ニ逾テ飯船スル也

現代語訳

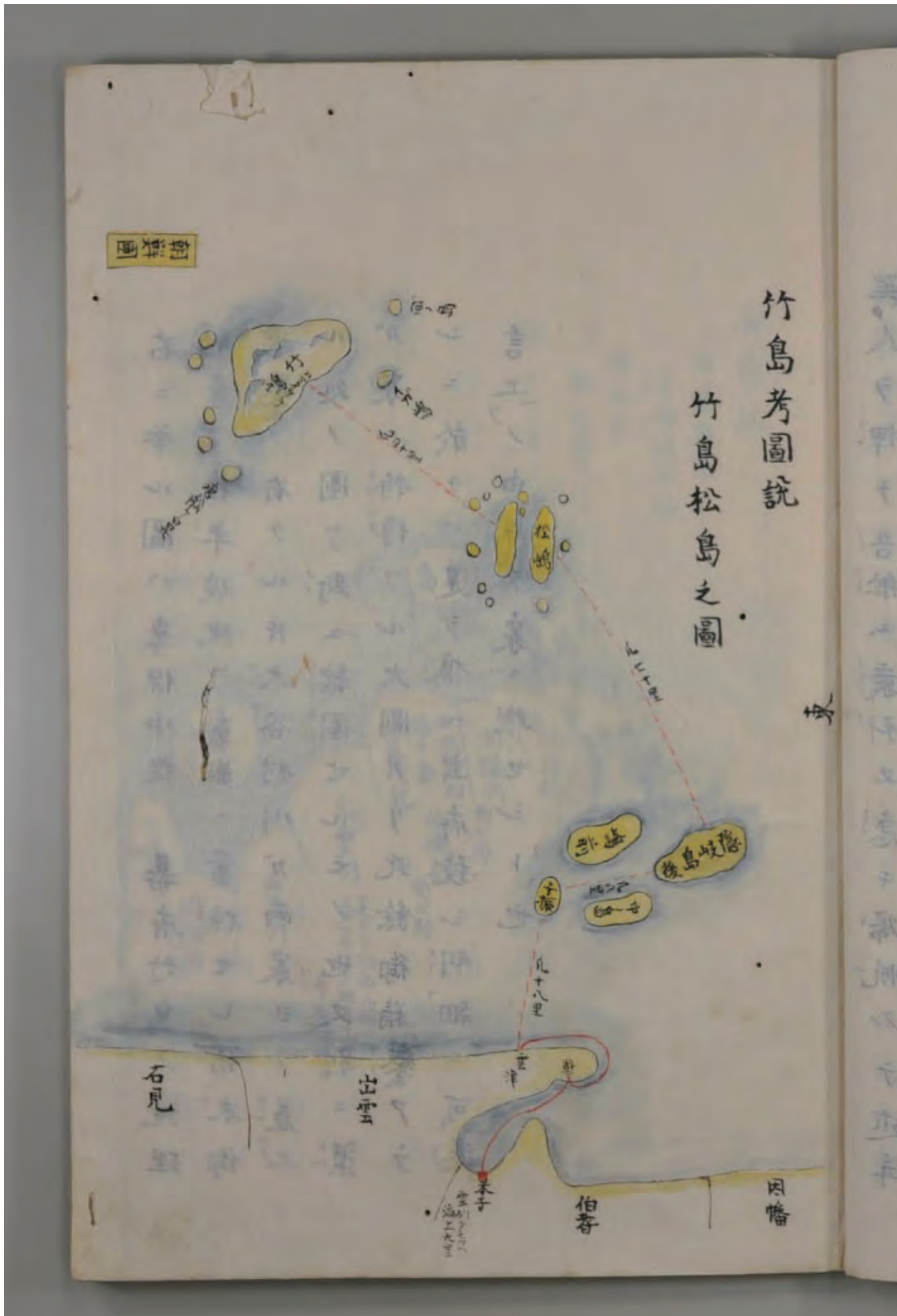
毎年二、三月頃船を整備して米子を出発し、隠岐国に船を繫留し、四月上旬頃、順風と良い潮を待つて帆を開き、まず松島(現在の竹島)という小島に寄って漁獵を始め、それから竹島(鬱陵島)に渡海して夏の間操業し、秋に帰帆した。

作成年月日	1828年(文政11年)
編著者	岡嶋正義
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	鳥取県立博物館
利用方法	鳥取県立博物館で利用手続きを行う(岡嶋家資料)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



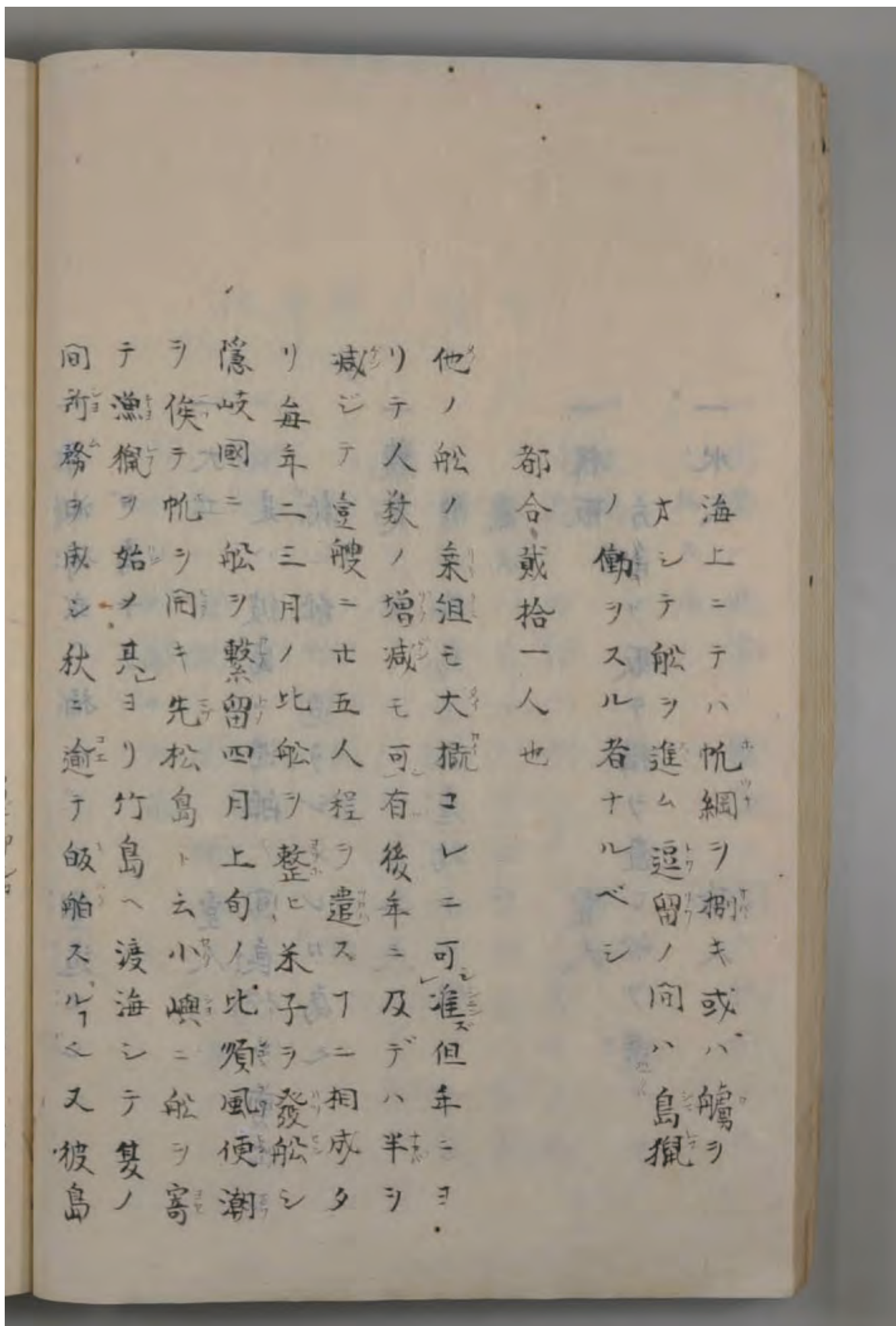
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

右ニ挙ル圖ハ享保中從_二幕府_一竹島ノ地理
物産並往年彼地又朝鮮へ奪掠セシ始末御
穿鑿_ニ有ケル片大谷村川ガ兩家ヨリ差上
ル処ノ圖ヲ斯ニ縮圖セルモノ也又別ニ渠
ガ家ニ持傳フル大圖アリ此餘御精鑿_ニア
ンニ於テハ是ヲ携へ出府致シ明細ニ可_レ遂
言上_一ノ由ニテ家ニ残セシト也

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

家集

ニテ専トセル産物ハ鰐海鹿ノ兩種ノ海鹿
一名ヲミナト云海濱ノ岩頭ニ上ルヲ伺テ
鉄炮ニテ打捕皮ヲ剥ギ油ヲ煎スルノ其油
ハ燈ニ用ルニヤ又他ニ調法アルニヤ未詳
之ヲ和漢ニテ圖繪ニ云海鹿昂海獺也但本草
謂頭如馬者差耳紀列有海鹿島多群居每好
眠上島上鼾睡唯一頭換四方若漁舟来則誘
起悉轉入水中潛游甚速而難捕其肉亦不
美唯熬油耳西國處々亦有之其聲畧似犬如
宇蓋海獺海鹿一物出備考合

我戀ハアシカラ子ロフ蝦夷船ノ
ヨリミヨウスミ波間ヲツニツ 仲正

②竹島への渡海が幕府公認の下で行われたことがわかる資料



竹島への渡海に関する文書(1)

阿倍権八郎から大谷九右衛門勝実宛てた書簡

1660年(万治3年)9月4日

資料概要

阿倍(部)正継(四郎五郎)(※1)が亡くなった後、正継の養子であった阿倍権八郎(正重)が大谷九右衛門(二代目大谷九右衛門勝実:P5参照)宛てた1660年(万治3年)9月4日付の手紙。

大谷家、村川家が、鬱陵島への渡海を続けるうち、その道筋にある竹島(当時は松島と呼ばれていた)への渡海に村川家が積極的に取り組んでいたが、阿倍家の裁定により大谷家と交代で行うこととなった。それを背景に、阿倍はこの書状で、以下の内容を大谷に伝えた。

- ・来年(1661年(寛文元年))、鬱陵島への渡海と、初めて竹島にも渡海することについて、村川市兵衛と相談されたとおとする。
- ・詳しくは家来の亀山庄左衛門から話すはずである。

この記述のとおり、翌9月5日付けで、亀山庄左衛門が、大谷九右衛門に竹島への渡海について先年四郎五郎が老中から了解を得たことなどを伝える書簡を送っている(→No.4-2)。

※1 阿倍家は代々、四郎五郎を名乗っていた。大谷、村川両家に竹島渡海免許を斡旋したのが阿倍四郎五郎正之。正之の長男が阿倍四郎五郎正継で1660年3月16日に亡くなった。正継は、存生中に末弟の権八郎(正重)を養子に迎えた。

内容見本

尚々亡父四郎五郎
我等へ両通之紙面
令披見得其意候、
遠路御飛札過分之至候、
近日村川市兵衛可被致当着候間
其節可申述候、已上
過八日之御飛札到来、
殊下緒壺具贈給
過分之至候、其元相替
儀無之無事之旨令
祝着候、亡父四郎五郎方へ
預御音札令承知候、去
三月相果、我等共々悲
嘆申事候、来年御手前
舟竹嶋へ渡海、松嶋へも
初而舟可被指越之旨
村川市兵衛と被致相談
尤二候、委細者家来
亀山庄左衛門方より可申
達候間、不能詳候、
恐々謹言

阿倍権八郎
九月四日 政重(花押)
大屋九右衛門様
御返事

作成年月日	1660年(万治3年)9月4日
編著者	阿倍権八郎政重
発行者	-
収録誌	(大谷家文書2-35)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

読み下し

尚々(なおなお)
亡父四郎五郎
我等へ両通の紙面
披見せしめ、その意を得候
遠路御飛(ごひ)札過分の至りに候、
近日村川市兵衛到着致さるべく候間
其節申し述べべく候、已上
過ぎる八日の御飛(おひ)札到来、
殊に下緒壺具贈り給い
過分の至りに候、其元相替る
儀これなく無事の旨
祝着せしめ候、亡父四郎五郎方へ
御音札に預かり承知せしめ候
去る三月相果て、我等共々悲しみ
嘆き申す事候、来年御手前
舟竹嶋へ渡海、松嶋へも
初めて舟差し越されるべき旨
村川市兵衛と相談致され
尤もに候、委細は家来
亀山庄左衛門方より申し
達すべく候間、詳しく能(あた)わず候
恐々謹言
阿倍権八郎
九月四日 政重(花押)
大屋九右衛門様
御返事

現代語訳

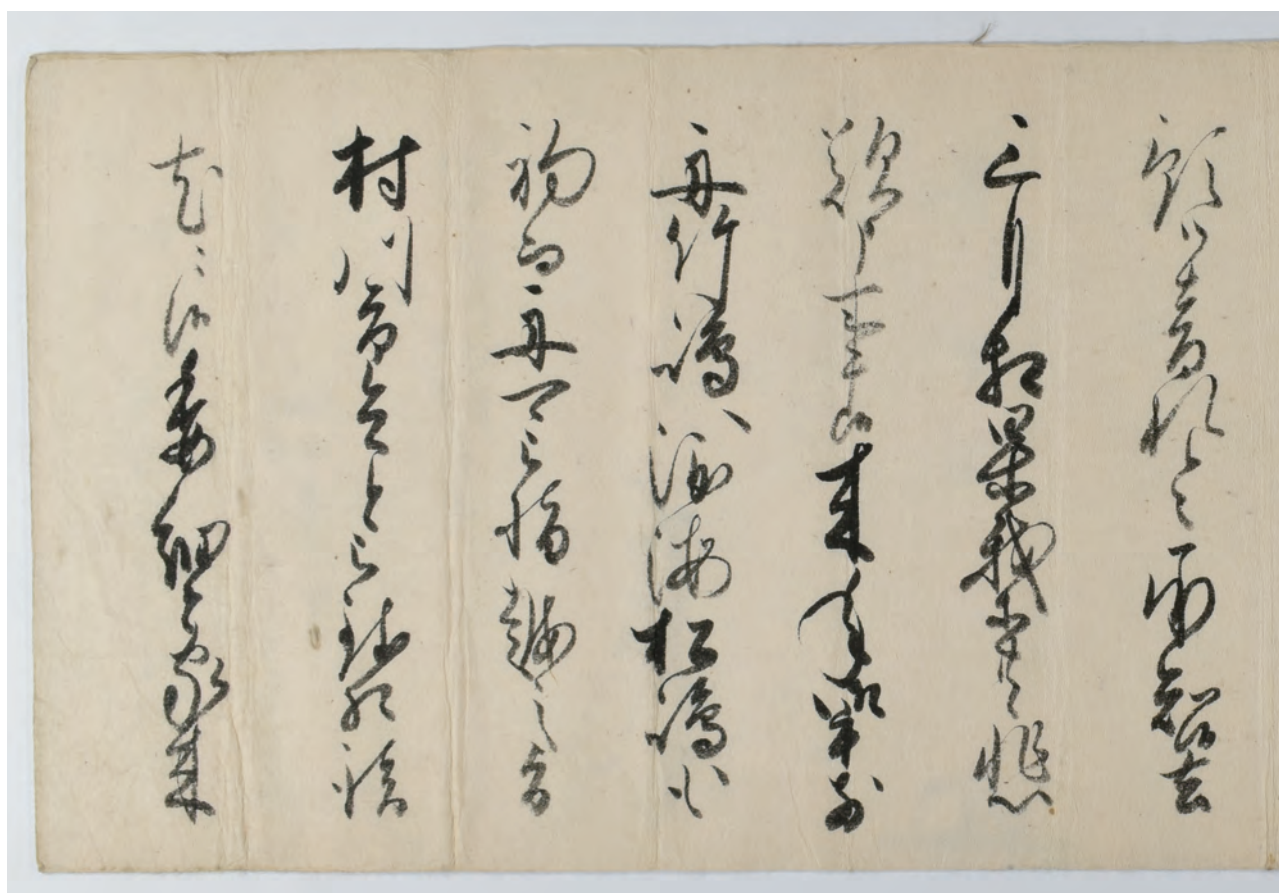
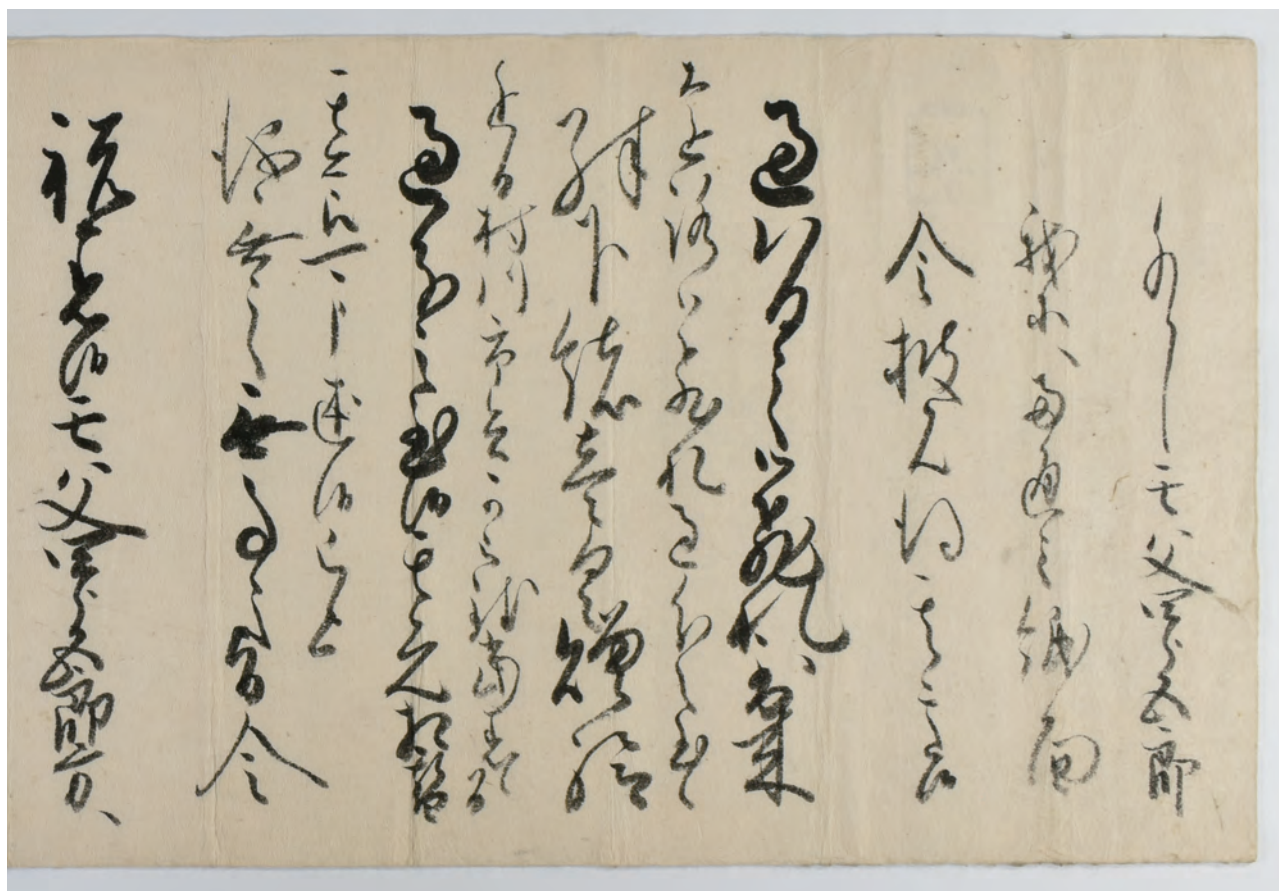
去る八日に出された急々の御手紙が到着し、その時、共に下緒(※)一つお贈り下さって御礼の申しようもありません。貴方様にはお変わりもなくお過ごしのご様子で喜びいたします。亡くなりました四郎五郎への手紙も受け取り承知いたしました。去る三月に父は亡くなりまして、私たち家族は悲しみ嘆いております。来年、貴方様の船が竹島へ渡海、松嶋へも初めて船を向かわせることは、村川市兵衛と相談されたとおりでよろしいと存じます。詳しくは家来の亀山庄左衛門から伝える予定につき、詳しくは申し上げません。恐々謹言
阿倍権八郎
九月四日 政重(花押)

(追伸)
またまた、申し添えます。
亡父四郎五郎と我ら宛二通の手紙を読ませていただき、御主意を承知いたしました。遠い所から、急々の御手紙を頂き、大変ありがたく御礼申し上げます。
近い内に村川市兵衛がこの地へ来られるそうですから、その時にお話ししようと思います。以上

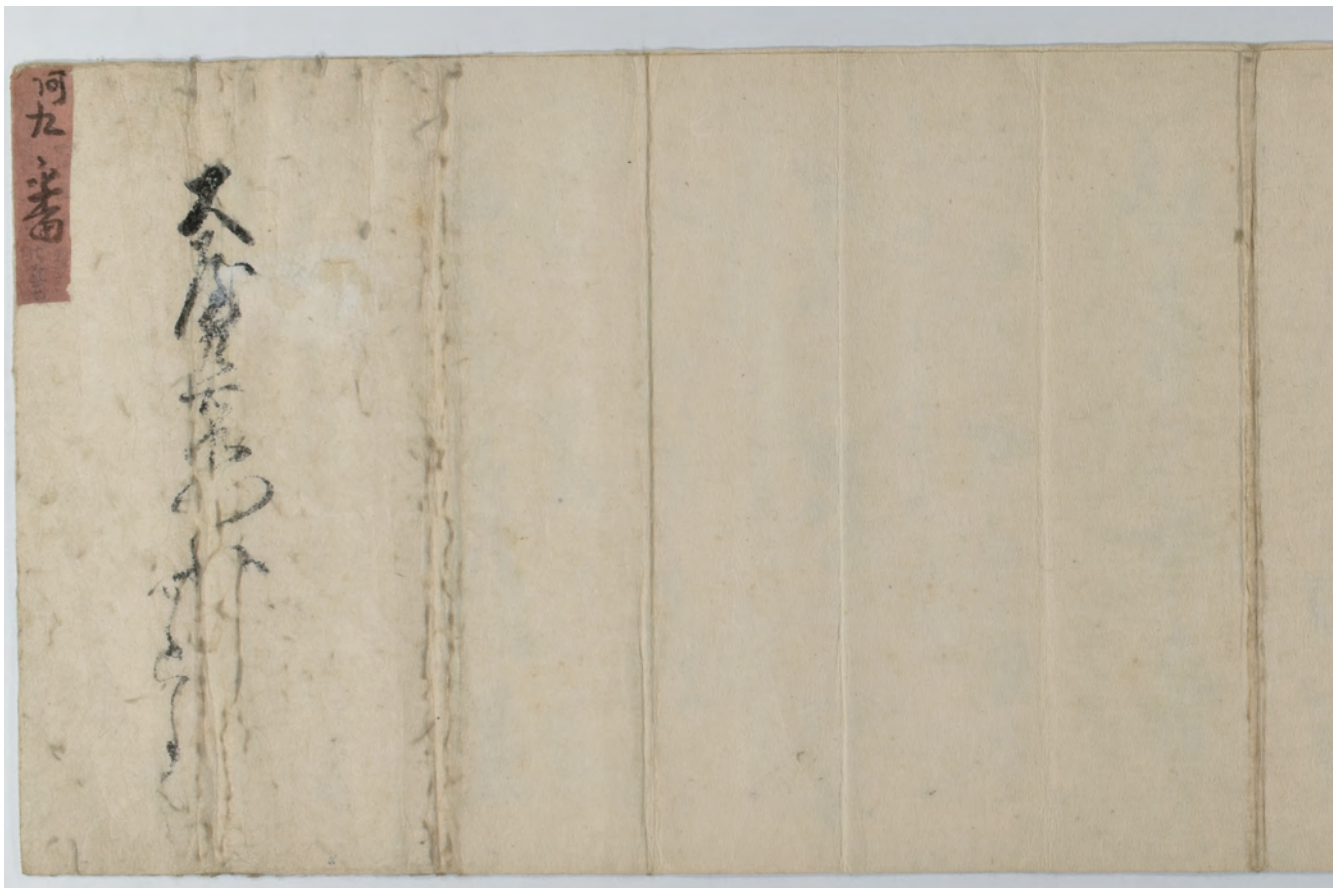
大屋九右衛門様
御返事

※下緒(さげお)とは、日本刀の鞘に装着して用いる紐のこと。

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



②竹島への渡海が幕府公認の下で行われたことがわかる資料



竹島への渡海に関する文書(2)

亀山庄左衛門から大谷九右衛門勝実宛てた書簡

1660年(万治3年)9月5日

資料概要

阿倍(部)権八郎正重の家来である、亀山庄左衛門から大谷九右衛門(勝実)宛てた書簡で、竹島への渡海について、先年、先代の阿倍四郎五郎正継が老中の内意を得ており、村川市兵衛と大谷九右衛門が年番を決めて渡海するという証文も渡しているの、村川と相談の上、証文の通り実行するように伝えている。(経緯についてNo.4-1参照)

内容見本

猶以村川市兵衛殿近日
御当地へ御参府可被成由
被仰越候、左候ハ、渡海之
儀様子直段ニ可承候、市兵衛
被届候時分委細可申入候、
先年相渡し候証文ニ具
可有御座候間、今以其通ニ
舟御渡し可被成候、御仕合能
可有之と存事候、追而御
吉左右可承候、已上
八月八日之御飛札拜見、先以
貴様御無事之由目出珍重
存候、然者四郎五郎儀去三月
上旬より煩出し、同月十六日ニ
相果被申候、各様も久々之
御知人ニ候間、可為御迷惑と察
入候、跡職之儀ハ存生之内
末之弟権八郎致養子、公儀
相済候間可安御心候、病中ニも
御老中様各御見廻被成
色々御懇被遊外実難
有四郎五郎被存候、権八郎
儀今以四郎五郎同前ニ
御老中様御懇御座候間可安
御心候、御用之儀も御座候ハ、
四郎五郎同前ニ可被仰越候、
少も如在申間敷候、将又来
年より竹嶋之内松嶋へ貴様
舟御渡し之筈ニ御座候旨
先年四郎五郎御老中様へ
得御内意申候、渡海之番
年相定市兵衛殿貴様へ
証文相渡し置候間、村川殿と
御相談候而其証文次第ニ
可被成候、市兵衛殿も貴様も
其証文之通少も御違背者
有之間敷儀と存候、猶
期後音之時候、恐惶謹言
亀山庄左衛門
九月五日 ■■(花押)
大屋九右衛門様

作成年月日	1660年(万治3年)9月5日
編著者	亀山庄左衛門
発行者	-
収録誌	(大谷家文書2-34)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

読み下し

猶(なお)以村川市兵衛殿近日
御当地へ御参府ならるべき由、
仰せ越され候、左候はば渡海の
儀様子直段に承るべく候、市兵衛
帰られ候時分、委細申し入るべく候、
先年相渡し候證文に具(つぶさに)
御座有るべく候間、今以其通に
舟御渡しならるべく候、御仕合能(よく)
これあるべしと存じ候、追而御
吉左右承るべく候、已上

八月八日の御飛札拝見、先に
貴様御無事の由、目出珍重に
存候、しからば、四郎五郎儀去三月
上旬より煩出し、同月十六日に
相果申され候、各様も久々の
御知人に候間、御迷惑たるべしと察
入候、跡職(しき)の儀は存生の内
末の弟権八郎養子に致し、公儀
相済候間御心安かるべく候、病中にも
御老中様各御見廻なられ
色々御懇(ねんごろ)あそばされ外実
難有(ありがたく)四郎五郎存ぜられ候、権八郎
儀今以四郎五郎同前に
御老中様御懇に御座候間、
御心安かるべく候、御用の儀も御座候はば
四郎五郎同前に仰せ越さるべく候、
少も如在申すまじく候、将又(はたまた)
来年より竹嶋の内松嶋へ貴様
舟御渡しの筈に御座候旨、
先年四郎五郎御老中様へ
御内意を得申し候、渡海の番
年相定め市兵衛殿貴様へ
證文相渡し置き候間、村川殿と
御相談候て其證文次第に
成らるべく候、市兵衛殿も貴様も
其證文の通り少も御違背(ごいはい)は
これあるまじき儀と存じ候、猶
後音の時を期し候、恐惶謹言
亀山庄左衛門

九月五日 ■■(花押)

大屋九右衛門様

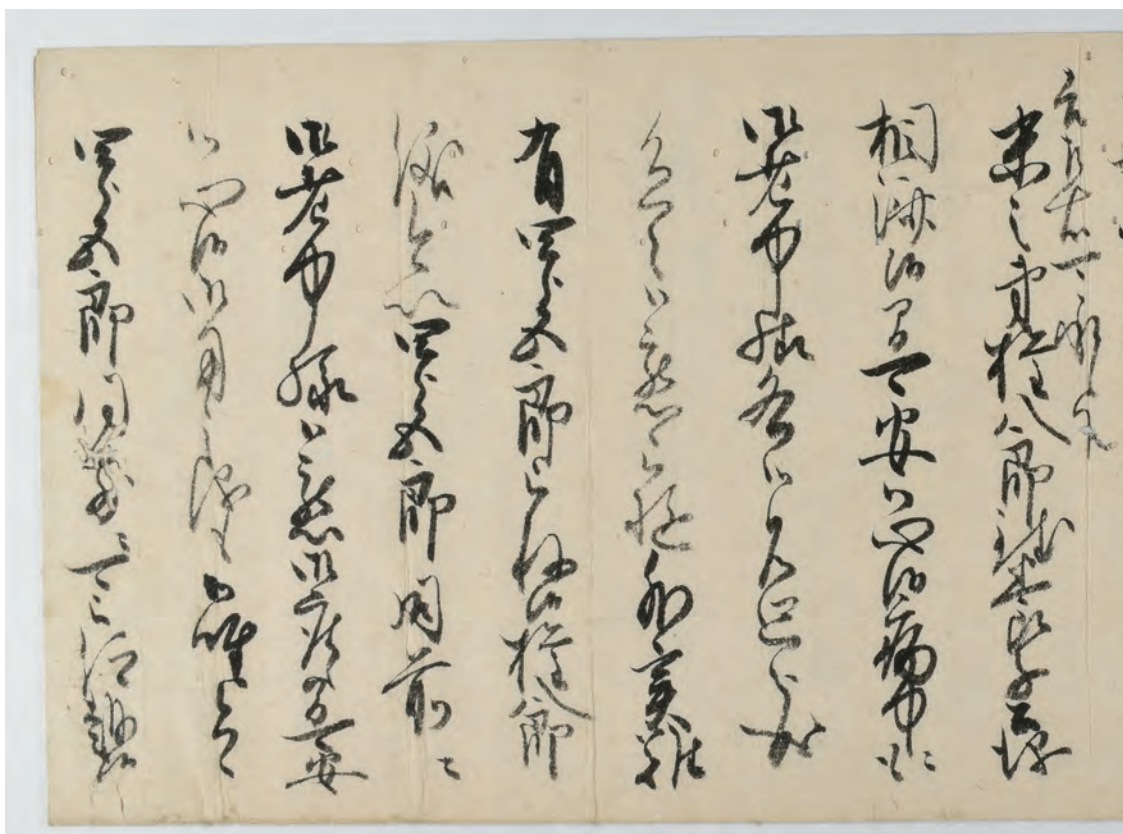
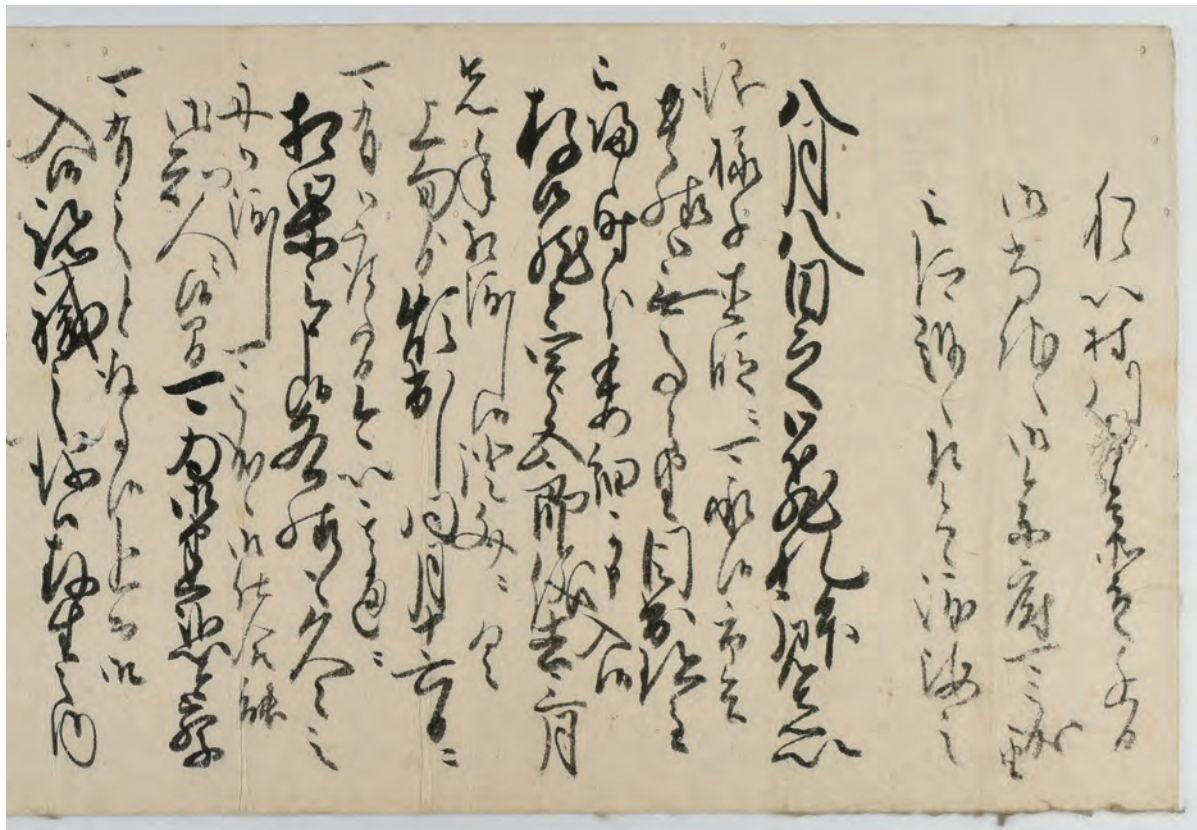
現代語訳

八月八日のお手紙拝読しました。
先ず、貴方様がお元気でいらっしゃるのことが目出度く存じます。
一方、こちらの(安倍)四郎五郎が去る三月初旬に病になり、同月の
十六日に亡くなりました。皆様も長い間の御知り合いですから、
戸惑っていらっしゃることもお察しいたします。
(阿倍家の)跡継ぎについては、(四郎五郎が)存命中に末弟権八郎
を養子にし、すでに、公儀に養子縁組を届け出て承認されています
のでご安心ください。
(四郎五郎の)病気のあいだには御老中様が各々お見舞いくださり
色々ご親切にしてください誠にありがたいことだと四郎五郎も喜んで
おりました。
権八郎は、四郎五郎同様に御老中様と親しくしておりますからご安
心ください
御用があれば、今までの四郎五郎のときと同じく申し出てください。
少しも躊躇されることはありません。
さて、又、来年から竹島の内松島へ貴方様の船が渡海されるはずと
のことについて、先年、四郎五郎が御老中様から御内意を得ました。
渡海の年番を定め、市兵衛殿と貴方様へ証文を渡してあるので、村
川(市兵衛)殿と相談の上、その證文のとおりにしてください。
市兵衛殿も貴方様もその證文通り、少しも背く事は無いと思ってお
ります。
それではまた後の機会まで。恐々謹言
亀山庄左衛門
九月五日 ■■(花押)

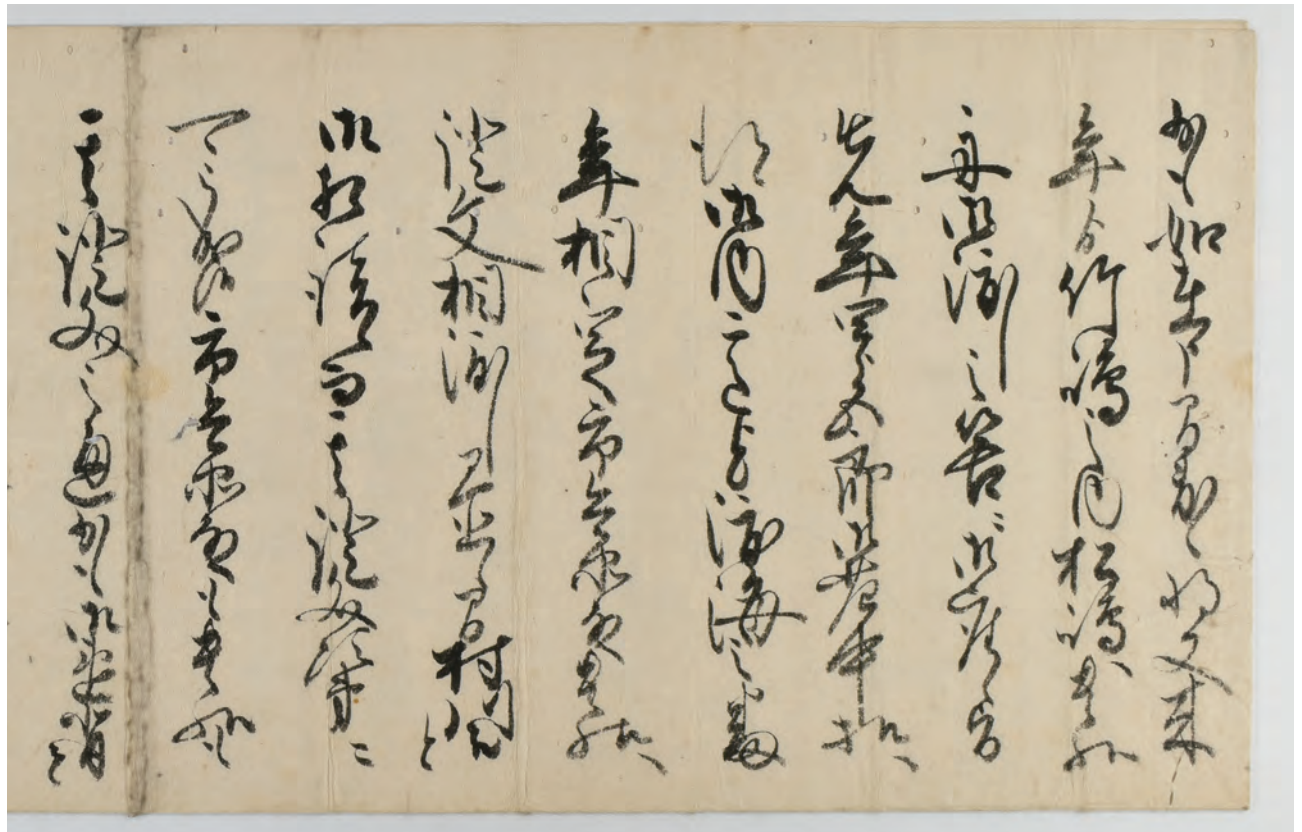
(追伸)
猶添えて書き加えます。
村川市兵衛殿が近日中に江戸へ来られるとの知らせがありました。
来られたなら、その時に渡海の件、
様子を直接聞くことが出来るでしょう。
市兵衛殿が(米子へ)帰られたらくわしく(江戸での事を)話されるで
しょう。
先年、お渡しした證文に詳細に書かれていますので、
今もそのとおりに渡海なされるように。
うまくいくと存じます。
良い話をお聞き出来る事でしょう。以上

大屋九右衛門様

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



所蔵：島根県竹島資料室

②竹島への渡海が幕府公認の下で行われたことがわかる資料



大谷家が幕府の役人に行った竹島渡海の説明

延宝九年酉ノ歳ニ御順見様御宿申上候覚(写)

1681年(延宝9年)5月13日

資料概要

三代目大谷九右衛門勝信の代、1681年(延宝9年)5月に幕府の巡検使(※1)が大谷家に宿泊した際、大谷九右衛門勝信が行った竹島渡海の説明(請書の控え)。

回答は五箇条からなり、最後の条に現在の竹島のことが記されている。すなわち、「厳有院様御代、竹嶋(※鬱陵島)の道筋に周回20町ほどの小島があり、草木も無い岩山で、二十四五年以前に阿倍四郎五郎様の仲介で拝領し渡海しております。この小島でもみちの魚(アシカのこ)の油を少々取っております。」とある。

「厳有院様」は徳川家綱(4代将軍：在位1651年-1680年)、「竹嶋之道筋ニ式十町斗廻り申小嶋」は現在の竹島のことである。「廿四五年以前」は、1681年の24年以前は1658年に当たり、竹島への渡海について阿倍四郎五郎が老中の内意を得た時期(→No.4-1、4-2)と符合する。大谷、村川両家が、竹島へも幕府公認の下で渡海しアシカ漁を行っていたことを裏付けている。

※1 江戸幕府の臨時職名。幕領、私領を巡視してその政情・民情を復命させるために派遣した役人。五代将軍綱吉の頃から将軍の代替りごとに特派された。じゅんけんつかい。(['精選版 日本国語大辞典』より)

内容見本

延寶九年酉ノ歳ニ御順見様御宿申上候覚

竹嶋之様子御尋被成候ニ付此一通書申候(※4)

- 一 大猷院様御代(※2)五十年以前阿部四郎五郎様御取持を以竹嶋拝領仕其上親共より御目見江迄被為 仰付難有奉存候御事
- 一 彼嶋江年々船渡海みち之魚之油并串蛸之所務仕申候御事
- 一 竹嶋江隠岐国嶋後福浦より海法百里余も可有御座由、海上之儀ニ御座候へハ慥ニハ知レ不申候御事
- 一 竹嶋之廻り拾里余御座候御事
- 一 厳有院様御代竹嶋之道筋ニ式十町斗廻り申小嶋御座候、草木茂無御座岩山ニ而御座候廿四五年以前阿部四郎五郎様(※3)御取持を以拝領船渡海仕候、此小嶋ニ而茂みち之魚之油少宛所務仕候、右之小嶋江隠岐国嶋後福浦より海上六十里余茂御座候御事

五月十三日

※2 大猷院(だいういん)は三代将軍徳川家光のこと。在位1623年-1651年。

※3 阿部四郎五郎(正継)。第一条の阿部四郎五郎(正之)の長男。

※4 この2行は、文書の袖に書かれた注記。

作成年月日	1681年(延宝9年)5月13日
編著者	大谷九右衛門勝信
発行者	-
収録誌	(大谷家文書1-19)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

読み下し

延宝九年酉の歳に御順見様御宿申し上げ候覚
竹嶋の様子御尋ね成られ候につき此の一通書き申し候

- 一 大猷院様御代五十年以前阿部四郎五郎様御取持を以て竹嶋拝領仕りその上親共より御目見え迄仰せ付け為され有り難く存じ奉り候御事
- 一 彼嶋え年々船渡海みち之魚の油並びに串鮑の所務を仕り申し候御事
- 一 竹嶋え隠岐国島後福浦より海法百里余も御座有るべき由、海上の儀に御座候へば慥(たしか)には知れ申さず候御事
- 一 竹嶋の廻り拾里余御座候御事
- 一 厳有院様御代竹嶋の道筋に弐十町ばかり廻り申す小嶋御座候、草木も無御座岩山にて御座候、二十四五年以前阿部四郎五郎様御取持を以て拝領船渡海仕り候、この小嶋にてもみち之魚の油少し宛所務仕り候、右の小嶋へ隠岐国島後福浦より海上六十里余も御座候御事

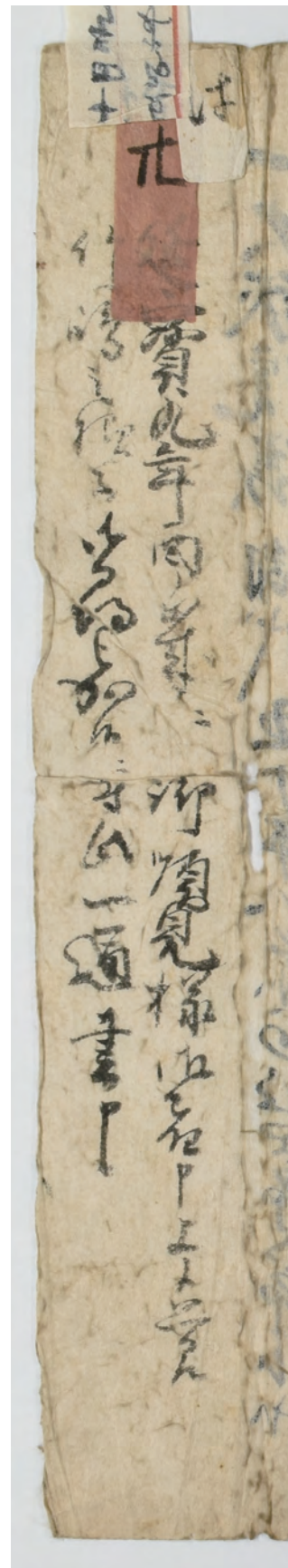
五月十三日

現代語訳

延宝9年酉の歳に御順見様(※5)の御宿をつとめた際の覚
竹島の様子をお尋ねになられたので此の一通を書いた

- 一 大猷院様御代、今から五十年以前、阿部四郎五郎様のお取持ちで竹嶋を頂戴しました。その上、代々御目見えまでお命じくださり有難く存じます。
- 一 その島へ年々渡海し、みち之魚(アシカ)の油や串鮑の製造をいたしております。
- 一 竹嶋へ隠岐国島後福浦から海路百里余り有るといいますが、海上のことなので正確な所はわかりません。
- 一 竹嶋は周回十里余りあります。
- 一 厳有院様御代、竹嶋の道筋に周回二十町ほどの小嶋があります。草木も生えない岩山でございます。二十四五年以前、阿部四郎五郎様のお取持ちで頂戴し、渡海いたしております。この小嶋でもみち之魚の油を少々製造しております。この小嶋へ隠岐国島後福浦から海上六十里余りあります。

五月十三日



所蔵：島根県竹島資料室

※5 巡検使。※1へ

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一 大猷院様御代五十年八月初三日奉命松本
 大猷院様御代五十年八月初三日奉命松本
 目見の通り為 松本御代五十年八月初三日奉命
 一 皮清の事 船渡海より 松本御代五十年八月初三日奉命
 一 竹清の事 松本御代五十年八月初三日奉命
 一 竹清の事 松本御代五十年八月初三日奉命
 一 竹清の事 松本御代五十年八月初三日奉命

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

一嚴有院樣御代竹嶋々屋爲武十町中廻
尸山崎西谷以平木部之吉方是山云所所人
共更之云云河部京市根山北城云又取
海江人寸小崎云云云云云云云云云云
仕合太云小山崎に現所云云後福浦海上大臺
系新田家人の事

五月十三日